

# コンクリート構造物の配筋探査技術者 (土木、建築) 新規試験・実技(二次)再試験 更新審査・再認証試験 受験申請実施案内

本書は(一社)日本非破壊検査工業会が実施する標記資格の受験申請の方法について記載したものです。  
本実施案内は、最後までよく読んで、資格証明書が発行されるまで大切に保管して下さい。

## JANDT

一般社団法人 日本非破壊検査工業会 資格試験センター  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-1 富高ビル 3 F  
TEL 03-5207-5960 / FAX 03-5207-5961

### 目 次

1. 試験の種類	.....	1
2. 試験日と受験地		
3. 受験料		
4. 写真について		
5. 携帯品		
6. その他	.....	2
7. 申請書の送付先及び問い合わせ先		
8. 雇用主の遵守事項		
9. 新規試験の流れ	.....	3
9-1. 新規試験	.....	4
9.1.1 提出書類		
9.1.2 試験の種類		
9.1.3 学科(一次)及び実技(二次)試験の合格基準		
10. 実技(二次)再試験の流れ	.....	5
10-1. 実技(二次)再試験	.....	6
10.1.1 実技(二次)再試験とは		
10.1.2 提出書類		
10.1.3 試験の種類		
11. 更新審査の流れ	.....	7
11-1. 更新審査	.....	8
11.1.1 移行試験とは		
11.1.2 提出書類		
11.1.3 試験の種類		

12. 再認証試験の流れ	9
12-1. 再認証試験	10
12.1.1 再認証試験とは	
13.1.2 提出書類	
10.1.3 試験の種類	

本受験申請案内は、「コンクリート構造物の配筋探査技術者（土木）資格」及び「コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）資格」試験に適用します。これら資格認証制度の詳細については、工業会ホームページ掲載の「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木・建築)資格認証制度のご案内」、「検規-6501 コンクリート構造物の配筋探査技術者認証規準」を参照下さい。また、受験申請をする場合は、「コンクリート構造物の配筋探査技術者資格試験案内〔新規試験、再試験〕、〔再認証試験〕（日程表）」を参照下さい。

受験申請書には「新規試験」、「実技(二次)再試験」及び資格取得後 5 年の有効期限前に行う「更新審査」、「再認証試験」があります。それぞれの申請書に必要事項を記入の上、申請して下さい。申請書類の審査の結果、適格と判定されると、受験票を送付するとともに、受験の日時・場所等を通知します。

## 1. 試験の種類

コンクリート構造物の配筋探査技術者認証のための資格試験には、以下の種類があります。

- ① 新規試験：配筋探査技術者認証規準の受験資格に該当する者が、新たに「コンクリート構造物の配筋探査技術者(土木)」又は「コンクリート構造物の配筋探査技術者(建築)」資格を取得するための試験で、学科(一次)試験と実技(二次)試験があります。
- ② 実技(二次)再試験：新規試験の実技(二次)試験に不合格となった者に対する実技(二次)の再試験
- ③ 更新審査：既資格取得者が、新規認証登録又は再認証登録後 5 年の有効期限を超えて資格延長するための審査
- ④ 再認証試験：既資格取得者が、更新登録後の 5 年の有効期限を超えて資格延長するための試験

## 2. 試験日と受験地

試験日と受験地は、最新の「日程表」をご覧ください。

試験会場は受験票発送と同時に通知します。

## 3. 受験料

受験の申請が受理された後、受験票と一緒に振込依頼をお送りしますので、指定期日までに必ずお振込み下さい。受験の有無に係わらず、申請日をもって受験料の納入の義務が生じます。従って、試験の欠席による受験料の未払いは認めませんので、予めご了承下さい。ご入金がない場合は、受験並びに合格が取り消されると共に、今後受験ができなくなりますのでご注意ください。

受験料はいかなる場合でも返金致しません。

なお、各種受験等の費用(消費税を含む)については、以下の通りです。

- ① 学科(一次)試験：10,000 円+消費税(新規)
- ② 実技(二次)試験：18,000 円+消費税(新規、再試験共)
- ③ 再認証試験：18,000 円+消費税(再認証)
- ④ テキスト：7,000 円+消費税(会員)、9,000 円+消費税(非会員)  
(希望者に販売)

振込手数料については、各自ご負担下さい。

## 4. 写真について

提出書類とは別に、予め以下の写真をご用意の上、後日事務局(7.項記載)より送付する受験票に貼りつけて下さい。(更新審査申請書以外は、受験申請時には写真を送付する必要はありません。)

更新審査申請時は、申請書に写真を貼りつけて提出下さい。

脱帽、正面、上半身、バックは無背景、30mm(縦)×25mm(横)、**6か月以内**に撮影したもので裏面に氏名を記入のこと。試験時に眼鏡を使用される方は、眼鏡着用の写真をご用意下さい。

注：写真については印画紙を使用したものとして下さい。デジタルカメラを用いて(インクジェット方式で)普通紙にプリントアウトされたものは受付できません。

## 5. 携帯品

学科(一次)試験には、受験票と筆記用具及び電卓を携帯して下さい。ただし、プログラム電卓及び電子手帳、携帯端末等の持ち込みは禁止します。また、試験中の電卓の貸し借りは認められません。

## 6. その他

- ① 提出された受験申請書類の内容につきましては、問い合わせを受け付けません。受験票発送前にご自身の申請内容を確認する必要のある方は、必ず各自で申請書類のコピーを取り保管して下さい。
- ② 受験申請の際に、申請書類と共に申請内容を記載したもの（送り状等）を提出いただいている場合でも、申請総件数のみを受領時に確認します。個々に申請書類との内容照合は行いません。
- ③ 受付処理は受験者及び雇用主が記載内容の証明（署名・捺印）をされた受験申請書原本を元に進めます。変更等はできませんので、受験申請書提出前に申請内容の再確認をして下さい。
- ④ 受験資格を満足しない場合は受験できません。申請書類等の返却も行いません。
- ⑤ 記載事項に不備がある場合は受理できません。そのまま返却させていただくことがありますので十分ご注意下さい。
- ⑥ 受験地（場所）が未記入または誤記入の場合は、事務局で指定することがあります。
- ⑦ 受験票が試験日の1週間前、可否通知等が通知発送予定日後、1週間経過しても届かない場合には資格試験センター事務局へ確認をして下さい。
- ⑧ 受験票が届いたら、申請内容（試験日、受験地等）を必ずご確認ください。  
申請したものと違っている場合は、試験日の1週間前までにお申し出下さい。試験当日の変更、試験終了後のお申し出は受け付けられません。予めご了承下さい。
- ⑨ 受験申請受付後の申請内容の変更、申請取り消しはできませんのでご注意下さい。
- ⑩ 台風、地震等の不可抗力により、試験を中止する場合があります。
- ⑪ 試験結果に関する問い合わせには応じられません。
- ⑫ 各種証明書類等の再交付は、有料となりますので、紛失しないようご注意下さい。

## 7. 申請書の送付先及び問い合わせ先

〒101-0047

東京都千代田区内神田 2-8-1 富高ビル 3F

(一社)日本非破壊検査工業会 資格試験センター事務局

TEL 03-5207-5960 / FAX 03-5207-5961

※申請書の送付は必ず簡易書留郵便、宅配メール便等で送付して下さい。

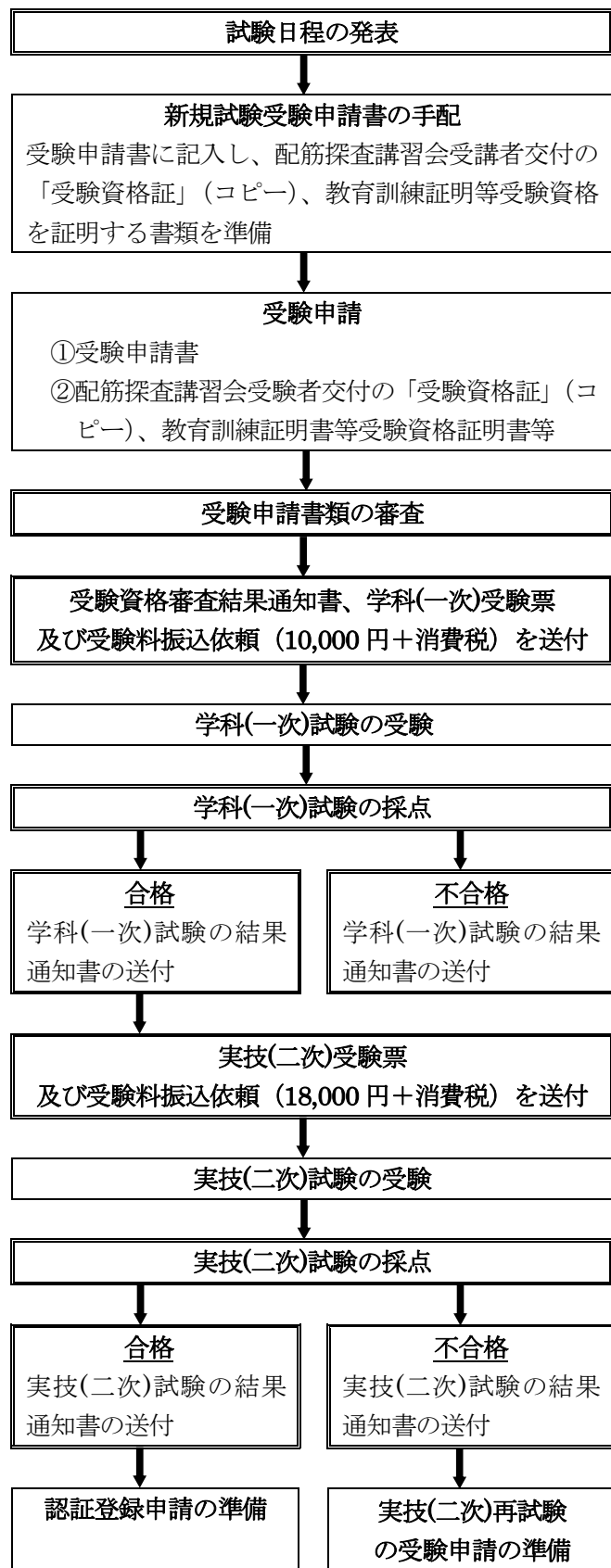
## 8. 雇用主の遵守事項

雇用主（認証申請者が日常働いている組織体の責任者、またはその責任者により業務を委任されている代理人）は、以下のすべての事項を遵守しなければなりません。

雇用主がこれらの事項を遵守しない場合、NDT 工業会は証明者としての資格停止、証明者としての資格の取り消し、認証資格取り消し、受験資格停止、事実の公表等の処置を講ずることがあります。

- (1) 雇用主は、認証を希望する者を NDT 工業会に認証申請させ、提出された個人情報正しいものであることを文書で証明しなければなりません。雇用主は、本資格試験に直接係わることはできません。
- (2) 雇用主は、資格登録者が行った配筋探査結果の正当性を含めて、配筋探査作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければなりません。
- (3) 申請者本人が雇用主であるか、単独で申請する場合は、申請者は雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければなりません。
- (4) 雇用主は、次の証明に関する不正行為を行ってはなりません。
  - 1) 受験申請に必要な各種証明
  - 2) 認証申請に必要な各種証明
  - 3) その他、NDT 工業会が要請した証明

## 9. 新規試験の流れ



受験申請手続きから実技(二次)試験合格結果が届くまでの流れをここに示しますのでご参照下さい。この実施案内に従って必要書類を作成し、資格試験センター宛にご送付下さい。なお、申請に必要な書類はすべて NDT 工業会ホームページにて入手できます。

NDT 工業会 資格試験センター

受験申請者

学科(一次)試験正答率 70%以上の者を合格とします。

学科(一次)試験が不合格の場合は、次回は新規試験として再度学科(一次)試験から受験申請をすることになります。

実技(二次)試験は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目あり、正答率70%以上の科目には、それぞれ有効期間2年の「合格証」を発行します。

実技(二次)試験で不合格の場合は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目のうち不合格科目について、最初の不合格通知書の発行日から2年以内に実施される「実技(二次)試験」(計4回)を再試験として受験することができます。

※資格認証登録実施案内を参照して下さい。

※10.実技(二次)再試験の流れを参照して下さい。

9-1 **新規試験**

9-1-1. 提出書類

下記(1)～(3)項の提出書類は別々に送付せず、一式揃えて必ず簡易書留郵便、宅配メール便等で送付して下さい。

(1) 受験申請書

所定の新規試験受験申請書を用いて記入洩れのないよう確認して下さい。

(2) 受験資格の NDT 工業会が主催する「コンクリート中の配筋探査講習会」の受講者は、「受験資格証」に記載された受講番号、有効期限を受験申請書に記入するとともに、必ず「受験資格証」のコピーも添付下さい。(受験資格証の有効期限内のもの)

(3) 受験資格の NDT 工業会が主催する「JASS 5 T-608 講習会」の修了者は、「JASS 5 T-608 講習修了証」に記載された証明証番号、有効期限を受験申請書に記入するとともに、必ず「JASS 5 T-608 講習修了証」のコピーも添付下さい。(受験資格証の有効期限内のもの)

(4) その他の受験資格である①コンクリート技士・主任技士、②コンクリート診断士、③建築士(一級、二級)、④土木施工管理技士(1級、2級)、⑤建築施工管理技士(1級、2級)、⑥技術士の保有者は、「保有資格証」に記載された資格証番号、有効期限がある場合はその有効期限を受験申請書に記入するとともに、必ず「保有資格証」のコピーも添付下さい。

(5) 上記(2)項から(4)項の非該当者は受験資格を証明する以下の書類を提出して下さい。

- ・教育訓練証明書(受験申請に先立つ過去5年以内のもの:40時間以上)

9-1-2. 試験の種類

試験は学科(一次)試験と実技(二次)試験で構成されています。

(1) 学科(一次)試験

学科(一次)試験は、筆記試験とし、以下の項目について出題します。

- ① コンクリート構造物に関する基礎知識
- ② コンクリート構造物の非破壊検査に関する知識
- ③ 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり測定要領」に関する知識
- ④ 「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事及び JASS 5 T-608」に関する知識
- ⑤ 安全に関する知識
- ⑥ 電磁波レーダ法に関する知識
- ⑦ 電磁誘導法に関する知識
- ⑧ 探査装置に関する知識

(2) 実技(二次)試験

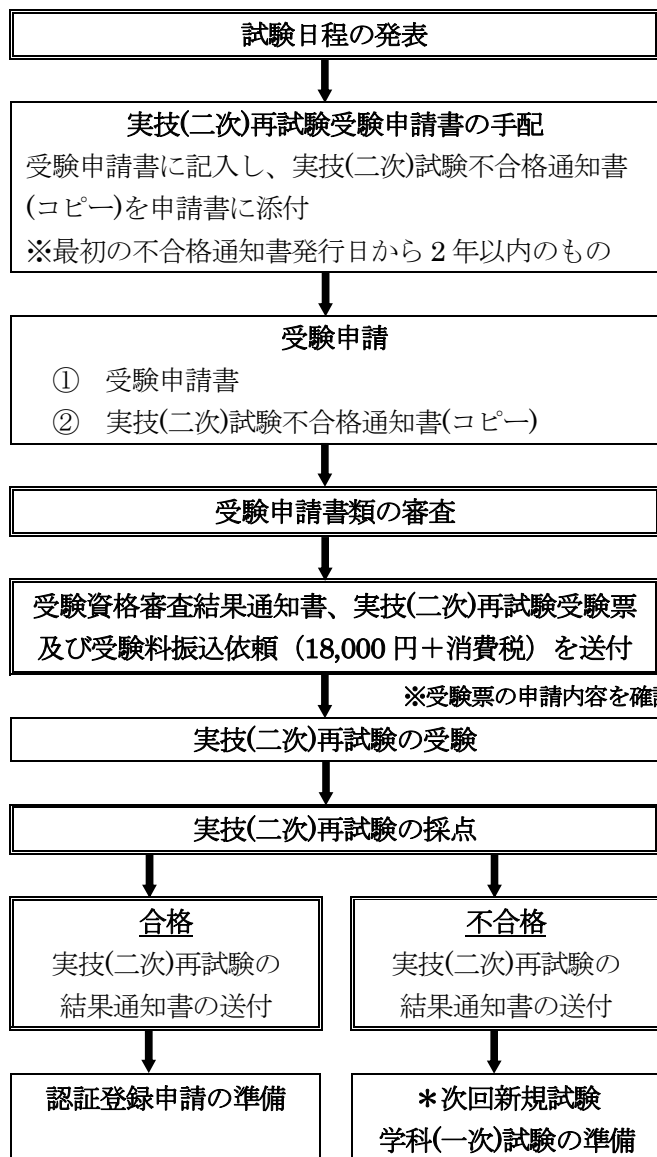
実技(二次)試験は、試験体を用いた「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目で、以下の項目について実施します。

- ① 電磁波レーダ法探査装置の操作と取扱い
- ② 電磁誘導法探査装置の操作と取扱い
- ③ コンクリート試験体における配筋状態・空洞等の探査及びびかぶり厚さの測定
- ④ 探査及び測定結果の記録

9-1-3. 学科(一次)及び実技(二次)試験の合格基準

学科(一次)試験	実技(二次)試験	
	電磁波レーダ法	電磁誘導法
70%以上	70%以上	70%以上

## 10. 実技(二次)再試験の流れ



受験申請手続きから実技(二次)再試験合格結果が届くまでの流れをここに示しますのでご参照下さい。この実施案内に従って必要書類を作成し、資格試験センター宛にご送付下さい。なお、申請に必要な書類はすべて NDT 工業会ホームページにて入手できます。

NDT 工業会 資格試験センター

受験申請者

※受験票の申請内容を確認して下さい。

※資格認証登録実施案内を参照して下さい。

不合格科目について、最初の不合格通知書の発行日から、2年以内に実施される「実技(二次)試験」(計4回)を再試験として受験することができます。

\*2年の有効期間内で合格しなかった場合は、新規試験として再度学科(一次)試験から受験申請をすることになります。

## 10-1 実技(二次)再試験

### 10-1-1. 実技(二次)再試験とは

- (1) 新規試験の実技(二次)試験に不合格となった場合は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目のうち不合格科目について、原則として2年以内に実施される「実技(二次)試験」(計4回)を再試験として受験することができます。
- (2) 実技(二次)再試験が2年の有効期間内で合格しなかった場合は、新規試験として再度学科(一次)試験から受験申請をすることになります。

### 10-1-2. 提出書類

所定の実技(二次)再試験受験申請書に実技(二次)試験不合格通知書(コピー)を添付して、必ず簡易書留郵便、宅配メール便等で送付して下さい。

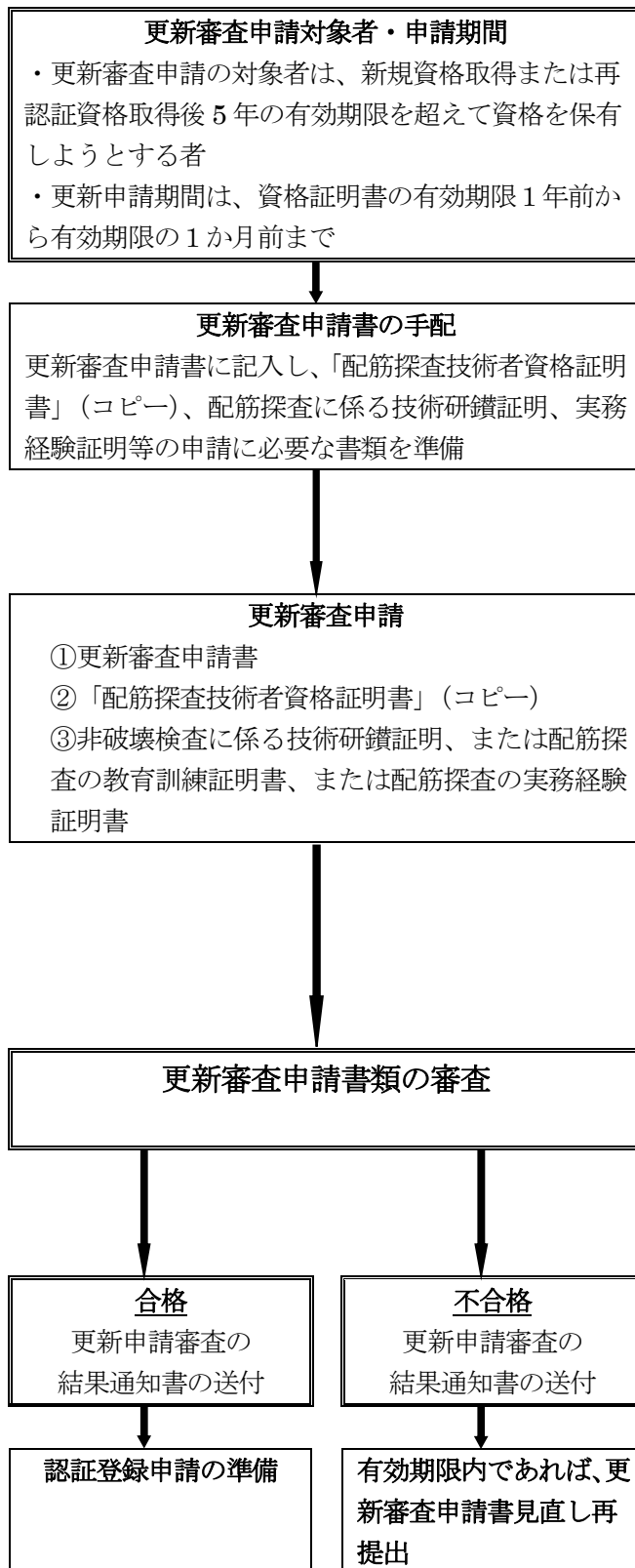
### 10-1-3. 試験の種類

実技(二次)再試験は、新規試験と同じ実技(二次)試験が実施されます。

※実技(二次)再試験の合格基準については、新規試験の実技(二次)試験の合格基準と同じですので、新規試験の項目をご参照下さい。



## 1.1. 更新審査の流れ



※資格認証登録実施案内を参照して下さい。

更新申請手続きから更新合否結果が届くまでの流れをここに示しますのでご参照下さい。この実施案内に従って必要書類を作成し、資格試験センター宛にご送付下さい。なお、申請に必要な書類はすべて NDT 工業会ホームページにて入手できます。

資格証明書の有効期限後の更新申請は、理由の如何に関わらず受け付けません。

更新審査申請者は、更新認証の前の5年間に次に示す何れかの活動を実施したことを証明する文書を添付して下さい。

### 1. 技術研鑽

- 非破壊検査技術に関する論文発表
- 非破壊検査技術に関するシンポジウムの講演発表、参加
- 非破壊検査に関わる講習会の講師、参加
- 非破壊検査に関わる学協会の委員会活動に参加

### 2. 配筋探査の教育訓練 (教育訓練証明書)

### 3. 配筋探査の実務経験 (実務経験証明書)

NDT 工業会 資格試験センター

受験申請者

## 11-1-1 更新審査

### 11-1-1. 更新審査とは

- (1) 既資格取得者が、最初の5年または再認証を受けて5年の有効期限を超えて資格延長するための審査です。
- (2) 更新審査は、資格証明書の有効期限の1年前から有効期限までの間に申請が必要です。**資格証明書の有効期限後の更新申請は、理由の如何に関わらず受け付けませんので注意下さい。**

### 11-1-2. 提出書類

所定の更新審査申請書に「配筋探査技術者資格証明書」(コピー)、直近の資格取得登録日から申請日までに実施した下記に示す非破壊検査に係る「技術研鑽証明」、または配筋探査の「教育訓練証明書」、または配筋探査の「実務経験証明書」を添付して、必ず簡易書留郵便、宅配メール便等で送付して下さい。

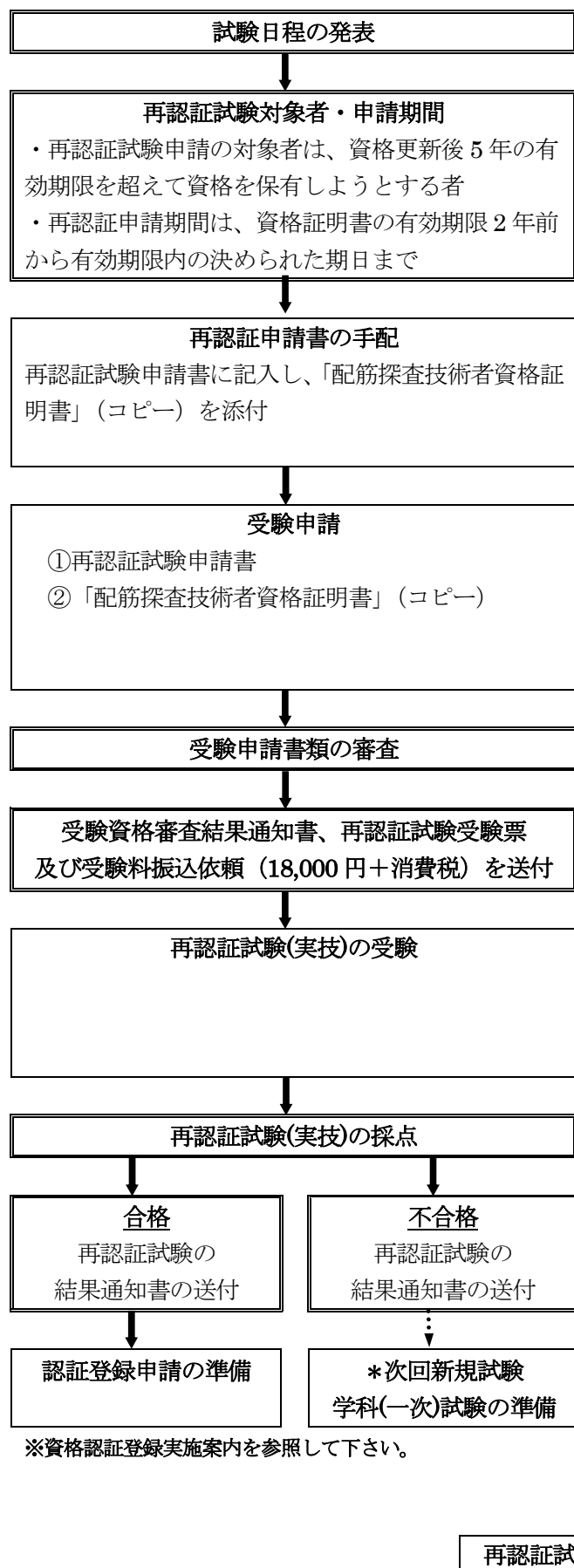
#### (1) 技術研鑽

- ① 非破壊検査技術に関する論文発表
  - ② 非破壊検査技術に関するシンポジウムの講演発表、参加
  - ③ 非破壊検査に関わる講習会の講師、参加
  - ④ 非破壊検査に関わる学協会の委員会活動に参加
- (2) 配筋探査の教育訓練 (教育訓練証明書)
  - (3) 配筋探査の実務経験 (実務経験証明書)

### 11-1-3. 試験の種類

学科試験、実技試験はありません。更新申請された「技術研鑽証明書」又は「配筋探査の教育訓練証明書」又は「配筋探査の実務経験証明書」の内容を書面審査し合否判定致します。

## 1 2. 再認証試験の流れ



再認証試験申請手続きから再認証合格否結果が届くまでの流れをここに示しますのでご参照下さい。この実施案内に従って必要書類を作成し、資格試験センター宛にご送付下さい。なお、申請に必要な書類はすべて NDT 工業会ホームページにて入手できます。資格証明書の有効期限内の決められた期日後の再認証試験申請は、理由の如何に関わらず受け付けません。

NDT 工業会 資格試験センター

受験申請者

「配筋探査技術者資格(土木)」の再認証試験は、「電磁波レーダ法」及び「電磁誘導法」による実技試験とし、「配筋探査技術者資格(建築)」の再認証試験は、「電磁誘導法」の実技試験とします。

再認証試験(実技)で不合格の場合は、「配筋探査技術者資格証明書」の有効期限 2 年前から有効期限内の決められた期日までに実施される再認証試験を再受験できるため、再認証試験の受験再申請を行うことになります。  
\*資格証明書の有効期限内に合格できない場合は、新規学科(一次)試験からの受験となります。

※資格認証登録実施案内を参照して下さい。

## 12-1 再認証試験

### 12-1-1. 再認証試験とは

- (1) 既資格取得者が、資格更新後 5 年の有効期限を超えて資格延長するための試験です。
- (2) 再認証試験は、資格証明書の有効期限の 2 年前から有効期限内の決められた期日までに申請が必要です。**資格証明書の有効期限後の再認証試験申請は、理由の如何に関わらず受け付けませんので注意下さい。**
- (3) 再認証試験に不合格となった場合は、資格証明書の有効期限内に実施される再認証試験を再受験できるため、再認証試験の受験申請を行って下さい。
- (4) 資格証明書の有効期限内に合格できない場合は、その後の受験は新規試験の受験申請が必要です。

### 12-1-2. 提出書類

所定の再認証試験申請書に「配筋探査技術資格証明書」(コピー)を添付して、必ず簡易書留郵便、宅配メール便等で送付して下さい。

### 12-1-3. 試験の種類

再認証試験は、「配筋探査技術者資格(土木)」の場合は、「電磁波レーダ法」及び「電磁誘導法」による実技試験とし、「配筋探査技術者資格(建築)」の場合は、「電磁誘導法」の実技試験とします。所定の合否基準を満たした者に有効期間 5 年の再認証資格証明書を発行致します。